

第百六十八号議案

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表十四の項中「九千円」を「九千三百円」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表十五の項中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千百円」を「七千四百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表十四の項の改正規定（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

（提案理由）

第百六十八号議案 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。